⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build,Transfer and Operate）方式により、内閣府新庁舎（仮称）（以下「新庁舎」という。）並びに外構（新設部分）及び新設付属棟（以下「新庁舎」、「外構（新設部分）」及び「新設付属棟」を総称して「新庁舎等」という。）の施設整備（既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去並びに移設付属棟の移設業務を含む。）及び維持管理・運営、内閣府庁舎Ａ棟（以下「Ａ棟」という。）、中央合同庁舎第８号館（以下「８号館」という。）、外構（既存部分）及び内閣府庁舎Ｃ棟（以下「Ｃ棟」という。）の改修整備業務並びにＡ棟、外構（既存部分）、既存付属棟及び移設付属棟（以下総称して「Ａ棟等」といい、「新庁舎等」、「Ａ棟等」、「８号館」及び「既存工作物」を総称して「本施設」という。）並びに８号館の維持管理・運営に関する次の①から③の業務を行うものである。

①　本施設の施設整備業務及びＣ棟の改修整備業務

ア　新庁舎施設整備業務

新庁舎施設整備（新庁舎、外構（新設部分）及び新設付属棟）につき、下記の業務を行う。

ａ．埋蔵文化財調査

ｂ．設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）

ｃ．建設業務（工事及び必要となる調査、手続き、電波障害対策工事等）

ｄ．工事監理業務（工事監理等）

イ　Ａ棟、８号館、外構（既存部分）及びＣ棟の改修整備業務

Ａ棟、８号館、外構（既存部分）及びＣ棟の改修につき、下記の業務を行う。

ａ．設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）

ｂ．建設業務（工事及び必要となる調査、手続き等）

ｃ．工事監理業務（工事監理等）

ウ　既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去業務

既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去につき、下記の業務を行う。

ａ．設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）

ｂ．建設業務（工事及び必要となる調査、手続き等）

エ　移設付属棟の移設業務

門衛所３移設につき、下記の業務を行う。

ａ．設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）

ｂ．建設業務（工事及び必要となる調査、手続き等）

②　本施設の維持管理業務

Ａ棟等、８号館及び新庁舎等（Ｃ棟への連絡通路は除く）の下記の維持管理業務を行う。

ア　定期点検等及び保守業務

イ　運転・監視及び日常点検・保守業務

ウ　清掃業務

エ　執務環境測定業務

オ　修繕業務（新庁舎、新設付属棟、外構（新設部分）を対象）

カ　レイアウト変更対応業務

③　本施設の運営業務

Ａ棟等、８号館及び新庁舎等（Ｃ棟への連絡通路は除く）の下記の運営業務を行う。

ア　警備業務

イ　庁舎運用業務

ウ　官用車運行管理業務

エ　電話交換業務

オ　福利厚生サービス提供業務

ａ．食堂

ｂ．喫茶室

ｃ．売店（書籍販売を含む）

ｄ．自動販売機

⑸　事業期間　事業契約締結日から令和22年３月31日まで。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑷①から③に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること。

②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。

なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、内閣府及び国土交通省（以下、両者を総称して「発注者」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④　応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、１⑷①から③までのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議するものとし、その事情を検討のうえ発注者が認めた場合はこの限りではない。

⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧　上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

⒜　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。⒝において同じ。）の関係にある場合

⒝　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、⒜については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

⒜　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合